

## 6 息子による父親への虐待と疑われた事例

～多額の借金により、年金を使われ、介護放棄～

### 虐待種類

- 食事を与えない、おむつを交換しない、暖房が不十分で寒い環境に置く等の介護放棄。
- 年金を無断で使う経済的虐待等の疑い

### 《相談・援助に関わった職種》

担当ケアマネジャー及び管理者、行政担当職員（保健師等）、生活福祉担当課職員、病院相談員、法務局総務課民事専門官、通所リハビリテーション管理者、訪問介護サービスステーションの担当者及び管理者、民生委員、親族

### 本人の状況

- 男性 70歳
- 要介護4 脳梗塞後遺症で右半身完全麻痺
- 通所リハビリ、訪問介護

### 養護者(虐待者)

- 長男

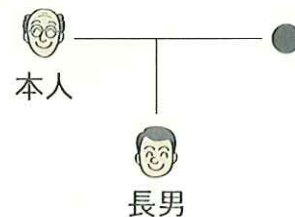
### 発見の動機

- 本人は脳溢血再発作で入院し、退院後は訪問介護を利用する。
- 水道料金滞納のため、供給停止となっているほか、食材や紙おむつ、灯油もないことから、長男に購入について依頼するが、協力が得られなかった。
- 介護放棄状態でケアマネジャーと本人妹から基幹型在宅介護支援センターへ相談となる。

### 家族の状況

- 妻が10年前に病死し長男と二人暮らし。
- 長男は日中は働いており、本人への介護は日に3回の訪問介護に任せきりにしている。夜間と朝のおむつ交換や服薬管理、体位交換等を依頼しても放棄状態であり、本人がデイケアに行くと帰りたくない泣くことがたびたびある。
- 長男はパチンコにのめり込み、複数の金融業者から請求書が来ている。
- 本人の年金を長男が管理し、借金の返済や自分の生活費に全て充てている。
- 半年以上医療費も滞納している関係から、在宅での療養とならざるを得なくなったという経緯がある。
- 他の親族は、年金暮らし、ローンの返済等があり、金銭面での協力は得られない。(過去に妻が死亡した際には葬祭費用は協力した経緯有)

### 家族関係図



## 経 済 状 況

- 本人の収入は障害年金4万円、長男の扶養家族になっている。長男は働いているがパチンコにのめり込み、多額の借金を抱え、公共料金、医療費、介護保険料等を滞納している。金銭面で親族とのトラブルも過去にはあり、親族からの協力は得にくい状況にある。

## 相談から援助までの経過

- ① 介護放棄状態と水道供給停止等により生命の危機感を感じ、担当ケアマネジャーと本人妹が基幹型と法務局に相談をした。法務局では、「子の親に対する虐待として人権擁護の担当機関が動かなければならないケース」と市に対して事実確認の協力依頼があった。
- ② 金銭面と食材の差し入れに関して妹及び他親族の協力が得られないものか、関係者・親族を交えた話し合いが繰り返された。しかし、これら親族との関係は最悪であり断絶状態のため調整が難しい状態であったが、本人の生命の危機を回避するためと説明し、親族の協力が必要であることを何度も説明した。また、法務局とは随時このケースについての方向性等について検討を繰り返すなどの連携を行った。
- ③ 長男へは再三必要品の購入を依頼するが、返事のみで実行されず、話し合いにも応じない状態が続く。多額の借金のため本人の年金も使ってやっと生活している状態である。
- ④ 訪問介護のヘルパーには細部に亘る事実確認と本人の身体的異常の早期発見、緊急時対応を常に意識してケアするようアドバイスした。

## ワンポイントアドバイス

②に関して—

### 〈時間と労力〉

- \* 相手にとって、最も適したサービスを提供するためには、何度も訪問し、関係機関との情報交換等を行い、時間と労力をかけることも必要です。

### 〈援助者の限界〉

- \* 援助者の限界に直面せざるを得ない場面が出てくることもありますが、チームで対応するという視点を持って、関わり方や情報などを検討し合い、協力しながら援助を進めていきましょう。

④に関して—

### 〈ヘルパーとケアマネジャーとの連携は重要〉

- \* 家庭に入り込んで訪問介護をしているヘルパーは、本人の詳しい情報をいち早くキャッチできるところにいる重要な存在である。ケアプランを作成するケアマネジャーとの情報交換、連携は適切なサービスの提供へとつながっていきます。

## 支援後の経過

- 結果的に、実妹との話し合いを繰り返すことで、実妹の協力が得られることになり、金銭管理は実妹が行うという条件で生活保護が受給となった。

これにより、必要な介護保険サービスと医療は受けられることになり、本人は安定した生活が送られることになった。

## 支援に対する評価

- ① 協力が得られない状況にあった親族に対し、繰り返し繰り返し話し合いを持ちぎりぎりのタイミングを見計らって、生活保護受給に至ったのは長男と切り離す良い機会となった。
- ② 人権擁護機関として法務局の協力が得られ、虐待者である長男の問題解決にアプローチも見られたが、長男は口先だけの返事であった。幸い実妹が任意後見人的役割を担ってもらえることになり、生命の危機を脱することができた。  
法務局や警察などの法的な専門化とのネットワークの構築は、高齢者虐待に対応する場合において重要なことと思われる。



②に関して—

### 〈人権擁護機関とは〉

\* 国民の基本的な人権を擁護するため、法務省の機関である法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課が配置されるほか、法務局・地方法務局の法務局・地方法務局の支局において人権相談や、人権侵害事件の調査処理など人権擁護活動を行っている。また、市町村には、人権擁護委員が置かれ、地方法務局や支局における毎日の人権相談のほか特設相談所（市町村役場、公民館など）や自宅での相談も受けたりと活動している。

### 〈人権を擁護するための制度として〉

\* 成年後見制度、日常生活自立支援事業があります。  
認知症などにより、一人で、契約したりすることができない場合には、この制度の活用が考えられます。  
（支援マニュアルのP28、P30～P31参照）

A series of horizontal dashed lines for writing, arranged in a regular pattern across the page. The lines are evenly spaced and extend across most of the width of the page.